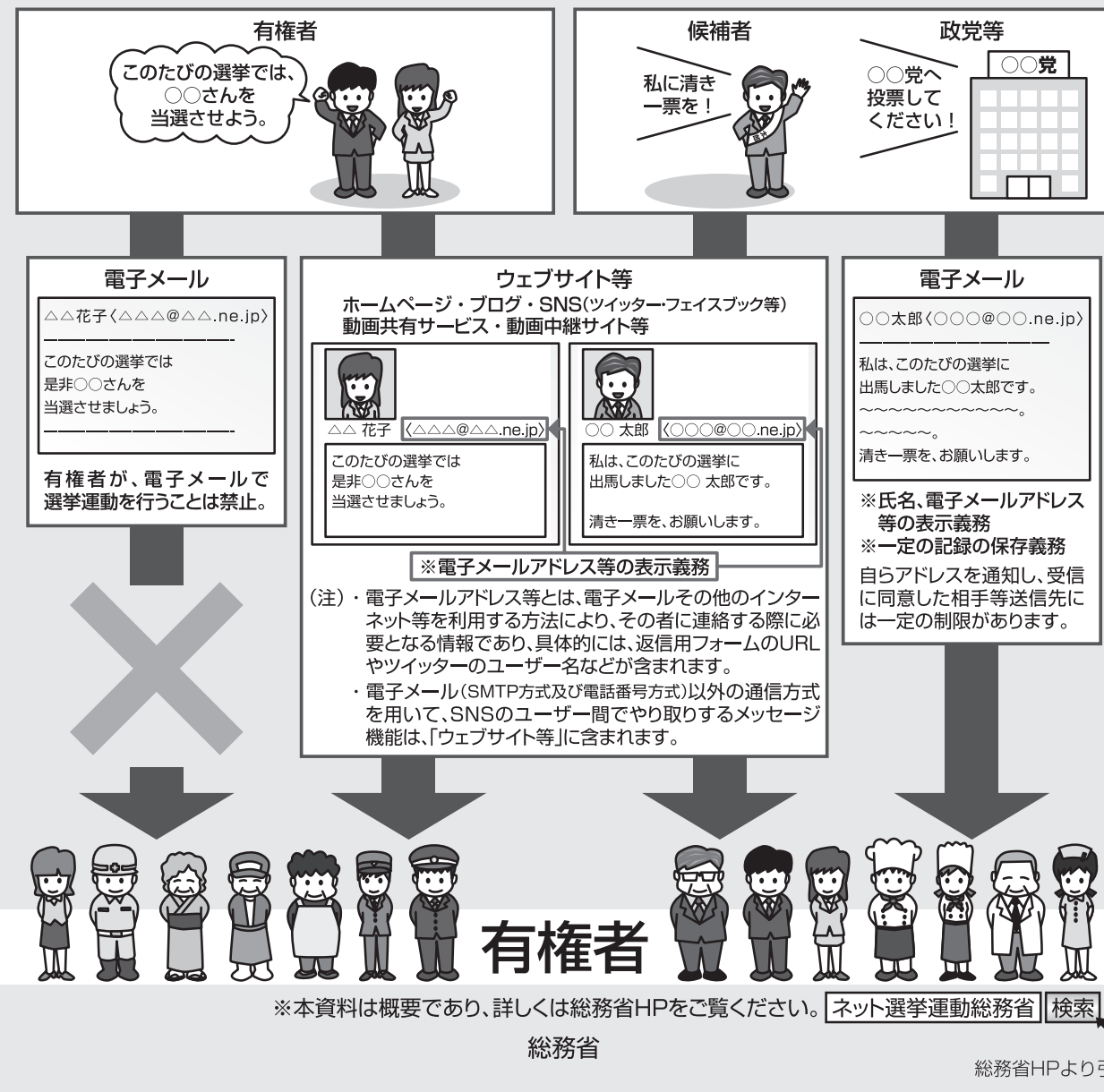


次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・未成年者等は選挙運動をすることができません。



(表 1) 選挙当日の投票所と時間

投票区(投票所)	地 区	投票時間
第1投票所 (御船中体育館)	御船地区全域	7時～19時
第2投票所 (滝尾小体育館)	滝尾地区全域 粒麦(水越)	7時～19時
第3投票所 (水越分館)	水越地区 (粒麦を除く)	7時～18時
第4投票所 (旧七滝小体育館)	七滝地区全域	7時～18時
第5投票所 (七滝中央小体育館)	上野地区全域	7時～18時
第6投票所 (田代東部分館)	南田代3・4区 上田代、水源	7時～18時
第7投票所 (浅の敷公民館)	浅の敷	7時～17時
第8投票所 (間所公民館)	間所	7時～16時
第9投票所 (北田代公民館)	牧の原、玉来、下山、 木戸屋、中野	7時～17時
第10投票所 (木倉小体育館)	木倉地区全域	7時～19時
第11投票所 (高木小体育館)	高木地区全域	7時～19時
第12投票所 (小坂小体育館)	小坂地区全域	7時～19時

第23回参議院議員通常選挙

7月は参議院議員通常選挙です

問 町選挙管理委員会 ☎282-1111

第23回参議院議員通常選挙が7月下旬に執行されます。日本の将来を決める大切な選挙です。有権者一人ひとりが政治の主権者として棄権せず、投票に参加しましょう。

投票に必要な入場券は、選挙管理委員会(林田真一委員長)より、7月上旬に郵送します。

投票できる人

御船町の選挙人名簿に登録されている年齢満20歳以上の日本国民で、選挙公示日前までに引き続き3ヶ月以上御船町の区域内に住所を有する人。

投票所と投票時間

投票所は、地区ごとに会場が決められています。全投票所7時から投票できますが、投票所の閉鎖時間が異なりますので、表1でご確認ください。

当日投票できない人は期日前投票

選挙日当日、仕事や冠婚葬祭などで投票をすることができない人は、「期日前投票」ができます。

期間 公示日の翌日から選挙日の前日(土曜日、日曜日)も投票できます

時間 8時30分～20時

不在者投票

仕事などで、町外に滞在している人、入院または施設に入所している

人、身体に重度の障がいがある人は「不在者投票」ができます。

町外に滞在している人

御船町に住所があり選挙人名簿に登録されている人で、町外に滞在している人は、事前に御船町に請求をすれば、滞在先の市区町村で投票できます。

病院や施設での不在者投票

県の指定を受けている、病院や老人ホームなどに入院(入所)している人は、施設長に申し出ることで、入院(入所)している施設で投票ができます。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがある人で、一定要件を満たす人で、選挙日の4日前までに町選挙管理委員会へ請求した人は、郵便で投票ができます。

開票は観覧できます

開票は、20時15分からスポーツセンターで行います。観覧は2階アリーナ席をご利用ください。